

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく  
テレビ視聴用等「院内キャッシュレスカード」  
払戻しのお知らせ**

平成28年5月2日をもって、豊橋市民病院にて運用を行っておりました、当社(株式会社パースジャパン)発行の前払式支払手段であるテレビ視聴用等「院内キャッシュレスカード」のサービスを終了させていただきます。

つきまして、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、お手持ちの「院内キャッシュレスカード」の未使用残高の払戻しをいたしますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

<払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号>

株式会社パースジャパン

<払戻しの対象となる前払式支払手段の種類>

豊橋市民病院にて運用の「院内キャッシュレスカード」

<払戻しのお申出期間>

平成28年5月3日から平成28年7月30日まで

**当該期間内に申出を行われない場合は、当該払戻しの手続きより除斥されますのでご注意ください。**

<お申出方法>

豊橋市民病院内に設置した精算機による払戻し手続きを実施することでお申出とさせていただきます。

<払戻しの方法>

上記専用機器にて現金により払戻しいたします。

※ 精算機による払戻し手続きが行えない方への対応について

退院及び転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、問合せ先住所に「院内キャッシュレスカード」を郵送等にて送付頂き(払戻し期間満了日消印有効)、社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れた「院内キャッシュレスカード」については、保有者に対して保証金と残高の払戻しを行い、残高がないカードについては、保証金のみ返金をさせていただきます。また、いずれの場合も現金書留による返金とさせていただきます。なお、郵送料等については弊社にて負担いたします。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-8-24

発行者:株式会社パースジャパン

連絡先:中部営業所 カード払戻し係 052-212-1855

<http://www.persjapan.co.jp>